



日本学会事務センター破算に思う

東京工業大学大学院生命理工学研究科生物プロセス専攻
有坂文雄

学会事務センターの破算問題はまだ解決したわけではないが、昨年11月29日の債権者集会で、今までに憶測が飛び交っていたいくつかの問題点・疑問点がある程度明らかになった。また、年明けになって理事長および会長からの和解金の申し出について破産管財人から通知があった。今後とも事実のさらなる解明と専任理事らの責任問題は検討されることになるが、破産問題は大きな節目を迎えている。編集部から標記の原稿の依頼を受け、本学会経理担当運営委員としてこの問題の一端にかかわったものの責任として記録を残すと共に、今後の学会の財務のあり方を考える参考になればと思筆を執った。まず、昨年1年間の経緯の概略を述べ、振り返ってその間の本学会の対応と今後の問題点について述べたい。

1. 破産に至るまでの経緯

読売新聞紙上で「学会事務センター流用金問題」が報道されたのは平成16年7月3日のことだった。今から考えると迂闊なことだったが、この時点ではこれが破算につながるなどとは夢にも思わなかった。おそらく学会事務センターの内部事情に詳しい一部の人達を除いて、多くの人がそうだったと思う。当時日本学会事務センターは文科省所管の財団であり、東京と大阪に事務所をもち、約300学会の会員業務(会費徴収、名簿管理など)や学術集会の開催などを受けていた。生物物理学会は1973年から会員業務を、1995年からは機関会員・賛助会員業務と『生物物理』のバックナンバーの販売を、また、2003年からは会計業務も委託してきた。新聞記事では、「財団は1992年、金融機関から10億円の融資を受けて、文京区本駒込に用地を購入、4階建てビルを建設した。この返済金だけで毎年4000万

円を上り、それ以外にも関連会社に貸し付けた数億円が焦げ付き、資金繰りを悪化させた」とある。しかし、ビル建設自体は適正な計画の元に行われ、返済計画もまったく無理のないものだったはずであった。

2日後の7月5日には学会事務センターから生物物理学学会宛に「お詫びと説明会開催の日程」のお知らせがメールで届いた。「2003年3月に関係会社の社長による横領事件、常務理事の暴行傷害事件という2件の不祥事が起こった。これを契機として、管理運営の体制や運営方法の抜本的な見直しに取り組む中で、大幅な累積赤字が明らかとなり、センターの事業資金に多額の「預り金」が充てられていた実態が判明した」という旨の内容だった。その中に、「学会名義に固定化された預貯金は完全に保護されておりまして、これが流用されているというような事実は決してございませんので、ご安心いただきますようお願い申し上げます」という一文があった。生物物理学学会の場合、大半の資産が学会名義で銀行に預金されていたため、一応安心した。しかし、翌日大阪事務所から届いた蛋白質科学会への「お知らせ」にはこの一文はなく、「報道にありました当センターの預り金の仕組みや、債務超過を克服するための再建計画などについては、詳しいご説明に赴きたく存じますので、お手数でもご都合をお知らせ頂ければ幸いです」とだけだった。蛋白質科学会は生物物理学会よりだいぶ小さな学会であり、資産も少ないとはいえ、2001年の創立時に主として「蛋白工学会」と「蛋白質構造討論会」から受け継いだ資産がいわゆる「センター預り金」になっていたのである。私は偶然蛋白質科学会の庶務担当理事でもあったため、少し心配になり、大阪事務所のNに問い合わせたが、「全額を今先生方にお返しすることは困難で、再建に全力をあげるののでしばらくお待ち頂きたい」ということだった。学会事務センターは各学会の年会費などを「預り金」という名目で一括して郵便局の口座にプールしていた。これ自体には理由がないわけではなく、一括処理により入金記録が自動的に学会事務センターに磁気テープで送られてくるため、事務処理が大幅に簡略化されるのである(郵便局からこの報告を受けるには10万件以上の入金が必要)。

次第にわかってきたことだが、大阪事務所は東京事務所と違ってただ一人の専務理事だったTがすべてをほとんど個人の判断で動かしていた。東京事務所でもつうに行われていた、預り金がある金額に達すると学

会名義の預金とするというようなことは大阪事務所ではほとんど行われていなかった。また、学会事務センターに全面的に頼っていたのは中規模の学会が多かった。大きな学会は自身で事務所をもっており、小さな学会は学会事務センターにすべてを依頼する余裕がない。そのため、大きな被害を受けた学会は千人程度の中規模の学会が多かった。

7月14日に東大本郷キャンパスで開催された「説明会」では光岡理事長、木田会長をはじめ学会事務センターの専務理事らが壇上に並び、おもに寺尾専務理事から経緯の説明があったが、到底納得できる内容の説明ではなかった。どのようにして当時報道されていた16億円という大きな負債が生じたのかはまったく理解できなかった。提出された再建案には、機構を改革して赤字部門である年会や国際学会の運営をやめることや負債の返済計画が盛り込まれていた。私にはよくわからなかったが、返済計画が楽観的すぎるなど批判的な意見が会場から相次いで出た。その場では、今後、「預り金」の学会への返済などで、学会によって不公平を生じないようにすること、週週中に各学会の責任者に学会に戻って説明ができるような文書を送ることが約束されて散会した。

その後、7月23日には理事長名で「お預り金の保全について」の文書がFAXで届き、財政再建に関して民間の資金融資のめどがつき、「文科省も支援プログラムを検討している」ので安心して頂きたい（後に文科省は、そのような検討はしていないと言っている）、ということで、私はほっとした気分で海外出張に出た。

ところが、8月7日（土）に帰国してみると、事情は一変していた。前日の8月6日に学会事務センターが民事再生法手続き開始の申し立てを行ったのである。しかし、東京地方裁判所は8月9日（月）に申し立てを却下し、その時点で学会事務センターは破産という事態に至った。10日には職員全員が解雇され（長年まじめに勤めた職員達にはこれまでの情報はほとんど伝えられていない状況で、退職金なしの突然の解雇である）、同センターのすべての資産は、裁判所より指名された保全管財人・竹村弁護士の管理下に置かれることになった。9日には学会事務センターよりFAXでお詫びと説明会のお知らせが来た。説明会は8月17日（火）午後3時から新宿厚生年金会館で行われ、生物物理学会からは石渡会長が参加され、私は蛋白質科学会の理事として参加した。

この日は保全管理命令の異議申立期間終了日にあたり、この日をもって破算が成立し、保全管理人はこの日より破算管財人となった。説明会では破産管財人および弁護士から説明があった。学会事務センターの平

成16年5月31日現在の負債（債権）総額は30億86万円でセンター預り金などを含む一般債権は19億3千2百万円だったが、一般債権の順位は5位と低く、3位の労働債権（未払い賃金など）もまったく支払えない状況で、センター預り金となっている分の学会の資産返還は絶望的となった。この時点でも、なぜこれほどまでの負債を抱え込んだのか、なぜ今まで負債の状況が理事長などにもわからないまままで来たのかについて、ある程度は推測されたもののはっきりしなかった。破産管財人は「事実を明らかにするには過去10年間の会計を検討しなければならず、すべてが明らかになるまでには相当な時間がかかる」と述べると共に、「今のところ、個人の横領などの事実は認められない」と述べるに留まった。また、複数の学会が事前に情報を得て預り金を引き出していたらしいということが問題になった。この説明会の折に、日本地理学連合の倉茂氏が破産管財人に対して被害学会間で連絡を取りたいので学会事務センターに事務を依頼していた学会のリストがほしいと要求し、情報の提供が約束された。これがきっかけとなって後の日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会が発足したが、多くの学会は連絡先を学会事務センターにおいていたため、学会同士が連絡をとるのに大変苦労されたと聞いている。

2. 日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会の発足と第1回債権者集会

9月22日には日本地理学連合のお世話で第1回の破算被害学会の第1回勉強会が東大本郷キャンパスで開催され、竹村管財人から経過報告が行われると共に、上智大学の破産法専門家の田頭教授による「破算手続きの基本的知識」に関する説明、権田弁護士（鳥飼法律事務所）による「法的措置の実際」に関するレクチャーが行われた。出席した学会は40学会だった。学会事務センターに会員業務を委託している学会が約300学会もあるにしては少ない参加だと思われた。これは、学会によって被害額に相当の差があったことや、すでに告訴しても「預り金」の返還がまったく期待できない状況の中で、さらにエネルギーを使いたくないという学会もあったためらしい。さらに、6月から7月にかけて学会預り金を引き出していた学会が予想以上の数あったことも、集まった学会の数に反映されていたように思う。これについては後述する。告訴については上記田頭教授も権田弁護士も否定的な見解だった。むしろ、文科省に窮状を訴えて助成を得るように努力したほうがよいと考える向きもあった。集まった学会は、いずれも事実を明らかにしなければならぬという点では一致していたが、告訴をめざす学会と、文科省への働

きかけなどを主眼とする学会とがあって必ずしも一枚岩ではないように思う。一方、竹村破産管財人はこの数の参加ではこのグループが被害学会を代表しているとは言い難いと述べていた。

11月27日には同じく東大本郷キャンパスで集会があり、55学会70名が出席して「日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会」が発足した。1) 日本学会事務センターが破産に至った経緯を明らかにすること、2) そのため、必要な法的措置を検討すること、3) 学会活動を正常な形に戻していくための必要な方策を検討し、これを文部科学省に対して具体的に提言するとともに、文部科学省に対しても必要な措置を求めると、という方針を打ち出し、この時点で連絡協議会に加入して活動することに消極的な学会にも広く呼びかけて、少なくとも被害を受けた学会の過半数には加入して頂くことをめざすこととした。

第1回債権者集会は2日後の11月29日(月)に東京地方裁判所で開催された。筆者は参加できなかったが、上記連絡協議会からの報告によれば、これまで不明とされていたことがかなり明らかになった。竹村弁護士からの概略の説明と常置代理人2名からの説明で明らかになった特に重要と思われる点は下記の通りである。

○約300学会のうち、会員業務のみを委託していた学会が131、会員業務と会計業務を委託していた学会が49、会員業務・会計業務・庶務のすべてを委託していた学会が95あった。その他は書籍販売等を委託していた。

○破産の直接の原因は、債権の多数を占めている学会からの預り金に対して返済不足に陥ったことである。特に、6月ごろから多額の返済を要求され、これへの資金不足に陥ったことが破産に至った直接原因である。(明らかに破産の情報が何らかの形で漏出していた。)

○平成3年駒込のビルの建設には11億円(土地代金7.7億円、建物3.38億円)を使用し、平成3～4年に支払っているが、これに対する銀行からの借金は10億円である。すなわち、ビル建設時にすでに預り金に手をつけていた。

○その後、借金に対する元本返済あるいは事務所の引越し代、さらには平成2年のユーティリティセンターへの貸付(1.38億円)などがある現金の流出が続き、平成4年度末には不足額が7千万円だったものが平成6年度末には不足額が2.85億円に膨らみ、その後も不足額が増大し、平成16年に11億円強に拡大していった。

○最終的に預り金の不足を引き起こしたものは、ビル建設時の借入れ不足額1億円、元本返済支払いに充てた5.2億円(年額4000万円×13年)、ユーティリティセンター貸付金2.9億円、大阪事務所・本郷事務所開設

等に関する投資2.9億円で、合計11.5億円にのぼる。

○7月上旬に学会事務センターの財務状況について新聞報道がなされたのち、預り金の返還要請が相次いだ。

○センターの一部職員が財務状況の悪化にうすうす気付付き、6月下旬より預り金額が多額である学会に対し、預り金の返還あるいは学会名義口座への入金を行っていた。その結果、6月21日から7月26日までに、113学会に6.5億円の預り金が返還された。新聞報道以降に返還されたものは7月20日と26日の2.1億円である。(7月14日の「説明会」では学会によって不公平が起こらないようにすると明言していたにもかかわらず、7月以降も学会によっては返還があったことになる。)

○理事らの責任について

1. 寺尾専務理事・山口常務理事両名は就任時にセンターがすでに破産状態にあり、この両名の責任は前任の理事達に比べれば軽いが、両名は応分の責任を認め、寺尾専務理事は就任後に得た報酬740万円のうち500万円を賠償金として財団に支払いたいと提案。山口常務理事は500万円の退職金請求権を放棄すると提案した。

2. 駒込ビル建設時からの財務状況悪化に対して責任がある元常務理事・元専務理事はY・K・H・Tの4名と考えられる。

Y元専務理事は「まったく責任がない」とは言っていないが、「駒込ビルの建設は自分の退任後のことである」と主張している。管財人らは今後も交渉を継続する。

K元専務理事は自己破産を申し立てる予定で、管財人らは資産の開示を求めている。

H元常務理事は責任を認め、460万円の私財の提供を申し出ている。管財人らは今後も交渉を継続する。

T元常務理事はすでに受け取っている退職金1470万円に対して否認権の行使を認め、1200万円を返還すると申し出ている。

これらの元専務・常務理事についてはさらに代理人と交渉中である。

○木田会長は学会に対して2000万円、センターに対して200万円を支払うと申し出ている。

光岡理事長は学会に対して3000万円、センターに対して300万円を支払うと申し出ている。

熊谷副理事長、諸井・村上の両監事は一定の金額を提供すると申し出ている。

○このほか、非常勤理事のうち4名の理事は各自が100万円をセンター・学会に対して支払うと申し出ている。このほかの非常勤理事とも管財人らは交渉中。

以上が第1回債権者集会(第2回は3月7日の予定)のおもな内容である。

3. 学会の対応

「預り金流用問題」の新聞報道以来、生物物理学会ではメールを通して運営委員の間で逐次情報の交換が行われ、石渡信一会長が自ら学会のホームページに情報を公開してきた。また、本学会では郷通子教授が会長のおとき（平成12年度～平成13年度）に、安全のために学会の年間活動費と同額程度の資産をもっていることが必要であるとされて財政の見直しや改革が行われ、また、英文誌発行のための積み立てなども行われてきた。その結果蓄積された資産は大方銀行に学会の名義で預金してあったため、被害は全体から見るとそれほど大きくはならなかったが、それでも「預かり金」としての被害額は約350万円となった。しかし、文科省が臨時に設けた「特別研究促進費」に生物物理学会年会の開催を事由として応募したところ受理され、被害をほぼ相殺することができた。しかし、財政上の損失が少なかったからと言って損害がなかったとは言えない。この問題のために生物物理学会をはじめとして多くの人が時間を費やしてこの問題に対処したわけで、その被害はお金には換算できないものである。学会によってはちょうど立ち上げようとしていた英文誌発行を見送らなければならなくなったり、次年度に国際会議を開くために蓄えていた資産を失ったところもある。また、学会事務センターが外国の出版社に対して支払うべきだったお金を支払っていなかったために「預り金」を失ったばかりでなく、借金を背負ってしまった学会もあるのである。

本学会では、会長をはじめ、運営委員の中のすべての役員が2年任期で1年間は見習いとして仕事を引き継ぐ仕組みになっているために、運営が円滑に引き継がれている。しかし、経験してみてもわかったが、会計は複雑で、簿記の知識などまったくない私のような運営委員にとっては理解するだけでもなかなか大変で、任期終了近くなってやっと全体が見通せるようになった次第であった。従って、実際には会員業務と会計業務を依頼していた学会事務センターのF氏が作成してくれる会計報告を見て勉強し、運営委員会で説明したが、1年目は（もう一人の方が出張でおられず）説明の途中で出た質問に答えられずに立ち往生した。

学会センターが破産した8月9日の翌日には臨時の措置として学会事務局を会長事務室に移転することになり、年会費の振り込みや新入会員の受け付け事務は一旦停止された。この間、本学会には長年会長つきの秘書をなさって、事務手続きに詳しい河合さんがおられたのは幸いだった。

すぐに問題になったのは、次にどこの会社に業務を

委託するか、ということであった。いろいろな会社が名乗りを上げ、こういう事務を引き受ける会社がそれほどたくさん世の中にあることを初めて知った。それまで大変親切に細かく生物物理学会の会員業務・会計業務を担当されたF氏は破産管財人が後継の会社として選定した（株）メディ・イシュに移ることになり、引き続きF氏の担当になれば、スムーズに会員業務を移行できる、ということで生物物理学会の業務はメディ・イシュをお願いすることになった。この件は12月に行われた京都年会での運営委員会で承認され、若干の移行時期をおいて2月1日から完全に移行することになった。

私が偶然同時に庶務理事を担当していて、破産被害の大きかった蛋白質科学会でも次の会社の選定を行わなければならなかった。十指を超える会社から案内などが寄せられ、理事会で検討されたが、どこの会社も業務内容、費用などはパンフレットを見る限り似たようなもので決め手に欠けた。しかし、今度のような事件が起こってみると、会社の信用というものが特に大切に思われ、特に会社の内情もよく分かっているペプチド研の子会社である千里インターナショナルをお願いすることになった。「安全」ということだけを考えると、学会側で詳細に収支内容をチェックすることが望ましい。しかし、もともと会社に依頼するのは、研究者・教育者の負担を減らしてできるだけ本来の仕事に打ち込めるようにという配慮からであって、学会側での点検を細かくしようと思えば思うほど、会計担当運営委員の負担が増えるようになってしまい、ジレンマに陥る。結局は万一のことがあった場合の安全弁を契約条件の中で設けることと、必要最低限のチェックを行って後の詳細は信用して任せるしかないのではないかと思われる。

ちなみに、蛋白質科学会の理事会では理事の責任をどう考えるか、ということが問題になった。理事会（生物物理学会では運営委員会）は学会員の年会費や貴重な資産を預かっているわけで、今回の問題を通してその責任問題をあらためて考えさせられた。学会にこのような被害が出た場合、理事（運営委員）の責任はどこまでおよぶとすべきだろうか。これは難しい問題である。蛋白質科学会の大島泰郎会長は会員への「お詫びとカンパのお願い」の中で「理事会の学会事務センターへの監督責任を果たせなかったこと」について謝罪の意を表明されている。厳しい人は理事（運営委員）達で弁償するべきだと言われるかもしれない（実際、そう言われたという話も聞いている）。確かに運営委員は大切な資産を預かっていることを十分自覚することが必要である。実際、会計担当の運営委員としてすべて

を安易に信頼し、「資産の安全性」についての自覚がまったく私の頭になかったことは今から考えると無責任であり、反省している。他方、学会の理事や運営委員は無給のボランティアであり、学会の発展のために自らの時間を割いて奮闘している。もし、その上に被害の弁済まで責任がおよぶとすれば、今後運営委員を引き受けて下さる方はなくなってしまうだろう。

まだひとつ分からないのは文科省の監督責任である。学会事務センター問題の最後のフェーズでは文科省は破産するに任せたという感がある。我々が学会事務センターに業務を委託したのもひとつには文科省が後ろにいて安心して任せられると考えていたからである。文科省所管の財団が破産することを誰が予想したろうか。文科省が中小学会の存在の重要性を認識し、それを支援する学会事務センターの存在の重要性を考えてくれたならば、もう少し対策があったのではないかと思う。

4. 今後のこと

今年に入って破産管財人から、光岡理事長と木田会長からの計5千万円が和解金の意味をもっていると判

断され、兩人について和解に応じるか否かの問い合わせが各学会に送られた。当然のことながら、これを配分するにあたっては新聞報道後破産以前に「預り金」を引き出した学会は排除されている。また、この和解は他の理事達の責任追及とは分けて考えることになると思われる。ほとんどすべての資産を失った中小学会にとっては不幸中の幸いと考えられると思う。生物物理学会は幸いにして特別科研費の支給によって金銭的な被害は免れることができたので和解金の配分は辞退した。しかし、「災難は忘れた頃にやってくる」ことを銘記して安全についての策を怠らないようにしたい。

現在のところ、生物物理学会の収支はバランスを保っているように見えるが、実際には広告収入が毎年減少していて特別経費を蓄えていく余裕がなくなっている。また今後、年会の運営に国際会議場などを使用せざるを得なくなり、年会運営費の増大が懸念されることなどの問題があり、楽観はできない。今回のような「事故」のみならず、定常の収支にも十分注意して方策を立てていく必要があると思われる。

有坂文雄（ありさか ふみお）
東京工業大学大学院生命理工学研究科生物プロセス専攻助教授
連絡先：〒226-8501 横浜市緑区長津田4259-B39
E-mail: farisaka@bio.titech.ac.jp